

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年 2 月 22 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 2 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保等に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。 （定義） 第 2 条 （略） (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u> ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。））に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u> (2) <u>要配慮個人情報 個人情報のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</u> ア <u>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を</u>	（目的） 第 1 条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。 （定義） 第 2 条 （略） (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u>

<u>被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則（規程を含む。以下同じ。）で定める記述等が含まれるもの</u> <u>イ アに掲げるもののほか、社会的差別の原因となるおそれのあるもの</u> (3)－(6) (略) <u>(7) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u> ア・イ (略) <u>(8) (略)</u> (個人情報取扱事務の登録及び縦覧) 第5条 (略) (1)－(6) (略) (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項 2－4 (略) (収集の制限) 第6条 (略) 2－4 (略) 5 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>（番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。）を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。 (開示してはならない個人情報) 第12条 (略) (1) 開示請求をした者（前条第2項の規定により、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。）以外の者に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認	(2)－(5) (略) <u>(6) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u> ア・イ (略) <u>(7) (略)</u> (個人情報取扱事務の登録及び縦覧) 第5条 (略) (1)－(6) (略) (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則（規程を含む。以下同じ。）で定める事項 2－4 (略) (収集の制限) 第6条 (略) 2－4 (略) 5 実施機関は、<u>次に掲げる個人情報</u>（番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。）を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。 <u>(1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報</u> <u>(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u> (開示してはならない個人情報) 第12条 (略) (1) 開示請求をした者（前条第2項の規定により、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。）以外の者に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認
---	---

められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を含むもの (2)・(3) (略) (利用停止請求) 第32条 (略) (1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、<u>第7条第1項若しくは第2項若しくは第7条の2の規定に違反して利用されているとき</u>、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去 (2)・(3) (略) 2・3 (略)	められるもの (2)・(3) (略) (利用停止請求) 第32条 (略) (1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、<u>第7条(第3項及び第4項を除く。)</u>若しくは第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去 (2)・(3) (略) 2・3 (略)
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされている改正前的大阪広域水道企業団個人情報保護条例第11条第1項又は第2項の規定による請求については、改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部改正)

- 3 大阪広域水道企業団暴力団排除条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人情報の収集及び提供) 第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第5号)<u>第2条第5号</u>に規定する実施機関は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報(大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。	(個人情報の収集及び提供) 第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第5号)<u>第2条第4号</u>に規定する実施機関は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報(大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。

2 (略)	2 (略)
-------	-------